

広資料第156号
令和5年12月8日
企画財政部企画政策課
市民情報提供資料

横田飛行場内における泡消火薬剤漏出への対応について

令和5年11月22日付広資料第135号でお知らせしたことについて、防衛省北関東防衛局から、別紙のとおり回答がありましたので、お知らせします。

要請1 本件に関するPFOs等漏出の有無を直ちに明らかにするとともに、事実関係についての詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に速やかに提供すること

→ 本件は細部に至る報道内容であったところ、米側からはその事実関係や状況について、調査・確認作業を進めているところであるとの説明を受けています。

引き続き、関係省庁と連携して、米側の確認作業後、速やかに地元の皆様に情報提供できるよう努めてまいります。

要請2 横田基地内のPFOs等を含む泡消火薬剤の現在の保有量、保管場所、保管方法及び使用の実態について、速やかに情報提供すること

→ 横田飛行場におけるPFOsやPFOAが含まれる泡消火薬剤の保管量や保管状況、使用実績については、現在、米側に確認を行っているところです。

その上で、米側は、現在、PFOs等を含む泡消火薬剤の交換を進めており、2024年9月までに、横田飛行場を含む全ての米軍施設・区域において、原料にPFAAsを含まない非フッ素泡消火薬剤に交換するか、水消火設備に移行する予定であると承知しています。

防衛省としては、引き続き、在日米軍が保有する泡消火薬剤の管理状況等について、米側とやり取りを行うとともに、交換プロセスの加速や安全管理の徹底を求めてまいります。

要請3 これまで情報提供があったものを除き、PFOs等の漏出があった場合には、その全てについて、詳細な情報提供を迅速に行うこと

→ 本年7月に関係自治体からいただいた要請も踏まえ、米側に対し、日米合意に基づく通報対象であるか否かにかかわらず、基地内のPFOs等を含む泡消火薬剤の漏出についての速やかな情報提供を要請したところです。

過去の漏出も含め、米側に確認を行っているところです。

要請 4 本年 7 月 5 日付で要請した内容について、国の対応状況を早急に説明すること。

→ 本年 7 月には、関係自治体から、国の責任において基地内の P F A S 漏出に係る地下水への影響について評価等を行うことを要望されていたところです。

こうした要請を踏まえ、日米の関係者において、様々な場を活用して、米側と協議を進めてきているところです。

防衛省としては、環境省の専門家会議における検討等を踏まえ、引き続き、米側及び関係省庁と連携しつつ、対応してまいります。